

【資料 2】

次期計画の策定について
(スケジュール、当事者アンケート等について)

第6期熊本県障がい者計画の策定について

1 根拠法令

障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 （略）

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

2 国の障害者基本計画について

（1）名称・計画期間等

名称：障害者基本計画（第4次）

計画期間：平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度） 5年間

（2）基本理念

条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている。

こうした条約の理念に即して改正された基本法第1条に規定されているように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある。

本基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする。

(3) 各分野における障害者施策の基本的な方向 分野別施策

安全・安心な生活環境の整備
情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
防災、防犯等の推進
差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
自立した生活の支援・意思決定支援の推進
保健・医療の推進
行政等における配慮の充実
雇用・就業、経済的自立の支援
教育の振興
文化芸術活動・スポーツ等の振興
国際社会での協力・連携の推進

3 第6期熊本県障がい者計画の策定について

(1) 策定スケジュール

- ・令和2年度(2020年度)中に策定
- ・詳細は4ページを参照

(2) 障がい当事者・県民の方等からの意見聴取

熊本県障害者施策推進審議会の開催
障がい当事者アンケートの実施
障がい当事者・家族団体との意見交換会の開催
県政に係る意見提出手続(県政パブリック・コメント手続)の実施

(3) 障がい当事者アンケートについて

前回(H26)アンケートとの経年比較を行うため、基本的に同内容の調査を行う。

調査期間

令和2年(2020年)4月～6月

対象者

以下の約1,400人を対象とする。

- ・県内の障がい者手帳所持者数(H31年3月末現在127,096件)の約1%に当たる約1,270人。
- ・特定医療費(指定難病)受給者数の約1%に当たる難病の方約140人。

アンケートの発送・回収等

前回アンケートでは、障がい当事者・家族団体それぞれの御協力いただける範囲で、対象者のリストアップ、アンケートの発送・回収をお願いしています。

今回も個別に御相談させていただく予定です。

調査項目

属性（無記名式：居住市町村、性別、年齢、手帳の等級 等）

日常生活について（希望すること、困りごと、必要な支援 等）

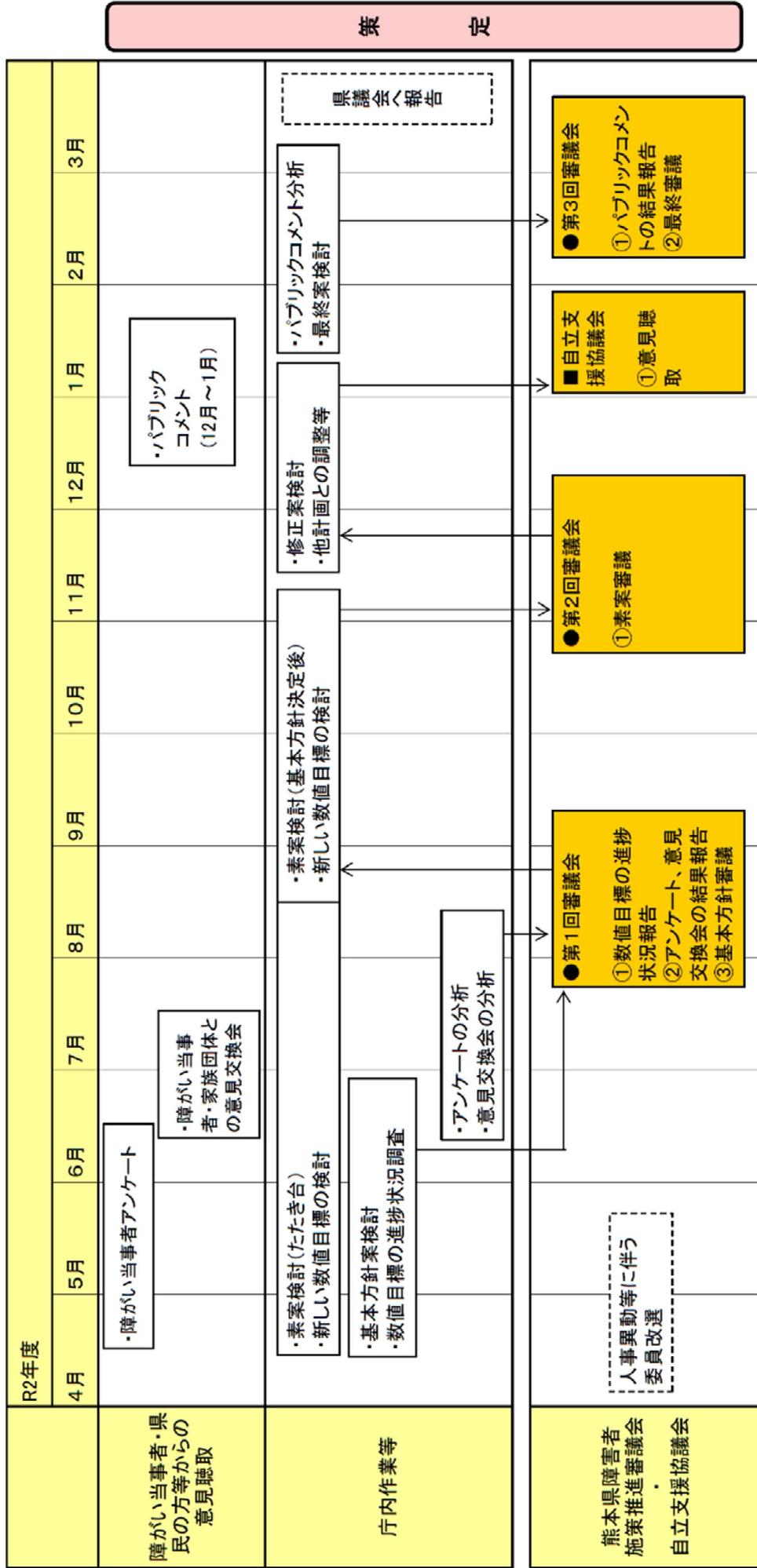
就労について（希望すること、困りごと、必要な支援 等）

障がい福祉サービスについて（利用状況、満足度 等）

共生社会の実現について（差別、相談先、災害支援、情報アクセシビリティ 等）

その他（自由記述 等）

■ 第6期熊本県障がい者計画 策定スケジュール(案)



第6期熊本県障がい福祉計画・ 第2期熊本県障がい児福祉計画の策定について

1 根拠法令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律
第二百二十三号）

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第三十三条の二十二 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 第6期熊本県障がい福祉計画・第2期熊本県障がい児福祉計画の策定について

（1）策定スケジュール

- ・令和2年度（2020年度）中に策定
- ・詳細は6ページを参照

（2）障がい当事者・県民の方等からの意見聴取

- ・第6期熊本県障がい者計画と同様に実施

（3）計画の位置付け

- ・国の、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して策定するもの。
- ・熊本県障がい者計画に定める事項のうち、「障害福祉サービス等」及び「障害児通所支援等」の提供体制の確保を図るための実施計画として位置付けている。
- ・市町村においても、同計画を策定しており、県計画は、市町村計画における数値を基礎として、各種サービス等の見込量や目標値を定めるなど、市町村計画との整合性を図っている。

第6期熊本県障がい福祉計画・第2期熊本県障がい児福祉計画 策定スケジュール(案)

